

(問) 貴省は、当該検査の主目的として安全性の確保を挙げているが、全量検査ではなく任意検査に過ぎず、かつ年間400件もの死亡事故が発生している状況を踏まえれば、検査が機能しているとはいえないと考えられるが、貴省の見解を伺いたい。

(答)

- 1 型式検査は、その時々々の農政の方向性や技術水準に則して、検査基準や検査データの提供等により、性能や安全性の向上した農業機械の開発・改良の指針を示す誘導的役割を有するものであり、近年では高品質化や省力化等に向けた生産振興に対応した性能や安全性を検査基準に示して、農業機械の開発改良の促進を図ってきたところである。
- 2 型式検査における具体的な作業員への安全性確保の技術的事例としては、検査基準に緊急時に動力を切断する緊急停止装置や転落・転倒の際に安全域を確保する装置としての安全キャブ・フレーム等の装備を盛り込むなど、安全性の一層の向上を図っているところである。

特に、乗用型トラクターへの安全キャブ・フレームの装着率は、近年では約90%を超えるなど安全装置の普及促進がなされているところである。
- 3 農作業死亡事故は近年年間400件前後で推移しており、そのうち約70%が農業機械作業中の死亡事故により占められているが、前述のとおり安全装置等の普及により機械の構造的な安全性は向上しており、農業の中核的な担い手となる青年・壮年層が占める死亡事故件数の割合は減少しており、型式検査の機能は発揮されていると考えている。

なお、農業従事者の高齢化に伴って、60歳以上の年齢層における機械作業死亡事故件数の割合は増加しており、これは加齢による心身機能の低下等が事故原因の大きな要因になっていると思われる。
- 4、このため、今後一層、高齢農業者等に対する安全性を確保した機械の開発及び型式検査を実施するとともに、ソフト面からも高齢農業者等に対する安全意識の向上に向けた安全対策を一層推進していくことが重要であると考えている。
- 5 したがって、今後の型式検査においては、視認性、操作性等の向上した高齢者や女性農業者に配慮した検査基準の改正を進めることとしているところである。

(問) 農機具の安全性を高めるためには、国による事故情報の収集のみならず、情報の民間各社との共有等による事故原因の分析が必要と考えられるが、貴省はそのような制度を検討されているのか。

(答)

- 1 農業機械の作業中の死亡事故を含めた農作業死亡事故情報については、農林水産省としては従来から厚生労働省が実施している人口動態調査結果を活用して、地方自治体の協力のもと、毎年、農作業事故調査を行い、その取りまとめ結果を地方自治体、農業者団体及び農業機械の製造団体等の関係者に対し、事故情報として提供するとともに、関係者の協力を得て農作業事故の防止を図るために必要な農作業安全対策を推進しているところである。

- 2 御指摘の事故の状況や原因等の各種情報について、農業機械の製造メーカー等との共有化を図っていくことは、当方としても事故防止を図る上で重要と認識しており、これまで、1の農作業事故調査結果のほか、
 転落・転倒事故防止のための安全キャブ・フレームなど安全装置の技術提供
 一部の事故については追跡調査を実施し、事故原因や事故事例情報のデータ提供等を実施しているところであるが、今後とも事故調査の充実を図り、製造メーカー各社との情報の共有化についても、安全性を高めるためのより効果的な方策について検討を進めることとしている。

(問) 国の関与は、当該検査の指針を示せば十分で、国自身が検査を行う必然性はないと考えられるが、貴省の見解如何。

(答)

- 1 農機具の型式検査は、利用する農業者の立場に立ち、農政の方向性や技術水準に則した農業機械の促進を図るため、今後普及を促進すべき機種やほ場で求められる作業能率や作業精度、そして安全性の確保を図る観点から、農林水産大臣がその対象機種や主要な実施方法及び基準を定め、時々的情勢に即して改善していくことが必要であると考えている。
- 2 これは、農業機械は、水田、畑作、園芸等様々な分野で使用され、各作業毎に応じて多種多様な機種がある中で、新型機械の開発や技術水準の向上等に即して、適正に性能や安全等を検査することが、農業機械化の促進を図る上で、国の重要な役割であると考えているからである。
- 3 農業機械の開発・改良に向けた新たな実施方法及び基準を適切に見直していくには、検査の実施により得られた技術データを蓄積することが必要不可欠であるが、このためには自ら検査を行い、調査研究と一体的に実施することが極めて効率的、かつ有効であると考えている。
- 4 また、農業機械に関する多様な専門知識を有する人材や検査には多岐にわたる施設や機器が必要なことや、本検査の受検機が各メーカーでの最新技術を盛り込んだものであり、これを検査することにより得られる技術情報の漏洩は企業の経営に多大の影響を与えることになるため、秘匿性の観点からも公的機関で実施しているところである。

(問) 制度発足後40年以上が経過し、設立当初の意義も薄れ、かつ検査の実効性にも疑問があることから、当該検査は廃止すべきとの結論も考えられるが、貴省の見解如何。

(答)

- 1 農機具の型式検査は、農業機械化促進法に基づき実施しているもので、一定水準の安全性や性能を備えた農機具の開発、改良の指針を示す誘導的役割を果たしてきており、本制度は、これまで農政の展開方向や農業生産体制などの変化に対応して、必要な見直しを行い、農政のニーズ、現場のニーズに対応した農機具の導入に貢献している。
- 2 具体的には、検査対象機種を選定や安全性向上に資する安全キャブ・フレームの装着促進を図る検査基準の改正の実施等により、農業機械の安全性の向上を図るなど農業機械化の適切な促進を図る観点から重要な役割を果たしているところである。
- 3 今後は、生産現場での農業従事者の高齢化の急速に進展する中で、安全、安心な農産物を安定的に供給をしていくためには、キャベツ等の重量野菜の安定生産に資する収穫機や、急傾斜地の果樹園での大幅な労働軽減を図る作業機など革新的な省力機械の開発が必要であるほか、農業生産に伴う環境負荷の低減、例えば農薬の飛散防止等に向けた機械化が求められている。

このような最先端の機械の普及に当たっては、生産性の向上等に資する諸性能や機械の安全性の確保が必要不可欠であり、今後とも型式検査の役割は重要であると考えている。